

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成 1 5 年四日市市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式の 4 を次のように改める。

第1号様式の4（第4条関係）

男性不妊治療費助成受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療に至る過程の一環として、男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください。）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日	年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)	
今回の治療期間	年 月 日 ~		年 月 日	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計] 領収金額 円 (うち保険適用分 円)			
特定不妊治療を実施する医療機関名				

○男性不妊治療費のうち助成の対象となる治療は次のとおりです。

- ・特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）または精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則に定める様式は、令和4年4月1日以後に開始した不妊治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に開始した不妊治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)